

容器保安規則の一部を改正する省令等について

令和4年8月
経済産業省
高圧ガス保安室

1. 概要

(1) 改正の概要

現在、在宅酸素療法等で用いられている一般複合容器について新たに「医療用酸素用一般複合容器」として区分する。併せて、一般複合容器の容器再検査期間を「3年」としているところ、世の中で製造されている在宅酸素療法等で用いられる容器の多くは、経済産業大臣特認制度の活用により、再検査期間が「5年」となる容器が普及している。特認制度取得容器の不合格率は他の容器と比較して差異がないことから、再検査を受けることが必要な期間を見直すものである。

また、地球温暖化対策の観点から、現在、地球温暖化係数の低い冷媒への転換が進められているところではあるが、こうした新たな冷媒については圧力の高いものがあり、既存のFC容器には充填できないケースがある。そのため、これらの冷媒も充填が可能となるように耐圧試験圧力を6MPaとする新たなFC容器の類型を追加する。

こうした状況を踏まえて、今回、容器保安規則等の一部を改正する。

(2) 改正を行う法令等

- ・ 容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号。）
- ・ 高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）

2. 主な改正の内容

- ①医療用酸素用一般複合容器に関して、新たな定義を設け、再検査期間を「3年」から「5年」とするとともに、他の容器と識別するため容器に新たな「MED」と刻印することとする。
- ②FC4類容器の定義を設け、関連する耐圧試験圧力を追加等する。
- ③また、既に利用されている医療用酸素用の一般複合容器の扱いを附則として規定する。
- ④その他必要な改正を行う。

以上